

# 名家連ニュース

令和 2 年 2 月 14 日 (金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 689 号

## 令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議資料概要 ⑦

### 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

#### (1) 現状・課題

- 「地域共生社会推進検討会」(※) 最終とりまとめの公表 (令和元年 12 月 26 日)

※正式名称：地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

→いわゆる 8050 世帯や介護と育児のダブルケアなど、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題に對して、市町村が包括的な支援を進めるため、①本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、②社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域における多世代の交流を確保する「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に進める新たな事業を創設すべき。

#### (2) 令和 2 年度の取組

- 上記検討会の最終とりまとめを踏まえ、必要な制度改正を検討

→社会福祉法等の改正法案を本年の通常国会に提出に向けて検討中。

- 地域共生社会の実現に向けたモデル事業の拡充

→新事業への円滑な移行のため、令和 2 年度は新事業により近い形でモデル事業を実施予定。

・ 今年度まで実施してきた地域力強化推進事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業の内容に、新たに「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」等の内容を追加する。



#### (3) 依頼・連絡事項

- モデル事業への積極的な取組

・ 令和 2 年度予算案では、モデル事業の実施箇所数を令和元年度の 200 自治体から 250 自治体に増やすこととしており、未実施の自治体においては、積極的に事業に取り組んでいただくことをお願いする。  
・ 既にモデル事業に取り組んでいる自治体においては、「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」等の内容も合わせて実施いただくことをお願いする。

## 地域共生社会に向けた包括的支援の推進に関する検討会のまとめ

### I 地域共生社会の理念

○ 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。



### II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることをを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

### Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

#### 1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援</li> <li>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能</li> <li>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能</li> <li>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能</li> <li>※②及び③の機能を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。</li> <li>○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯の引籠りの者を受け入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。</li> <li>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援</li> <li>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能</li> </ul>

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的の実施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

